

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和2年 10月 7日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 加古郡播磨町宮西346番地の4

氏名 住友金属鉱山株式会社播磨事業所
所長 北崎 徹

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 079-437-8651

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友金属鉱山株式会社播磨事業所
事業場の所在地	加古郡播磨町宮西346番地の4
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 別紙1, 2のとおり
(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙1, 2のとおり			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】	別紙1, 2のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和元年度)実績量

計画：今年度(令和2年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0100燃え殻																				
0200汚泥	180	200	0	0	0	0	0	0	0	0	180	200	180	200	180	200	0	0	0	0
0300廃油	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5	4	0	8	5	0	0	0	0
0400廃酸																				
0500廃アルカリ																				
0600廃プラスチック類	295	300	0	0	0	0	0	0	0	0	295	300	33	50	275	300	0	0	17	20
0700紙くず																				
0800木くず	336	400	0	0	0	0	0	0	0	0	336	400	336	400	0	0	0	0	0	0
0900繊維くず																				
1000動植物性残渣																				
1100ゴムくず																				
1200金属くず																				
1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず																				
1400鉱さい																				
1500がれき類	3,048	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	3,048	3,000	1,626	1,500	0	0	0	0	0	0
1600動物のふん尿																				
1700動物の死体																				
1800ばいじん																				
合計	3867	3905	0	0	0	0	0	0	0	0	3867	3905	2179	2150	463	505	0	0	17	20

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	1629 その他の無機化学工業製品製造業
②事業の規模	製品出荷額 44,752百万円（令和元年度実績）
③従業員数	172人（令和2年1月時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3のとおり

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 木製パレットをリサイクル（再資源化）として売却し、排出量を削減した。
②計画	（今後実施する予定の取組） 木製パレットをリサイクル（再資源化）として売却し、排出量を削減する。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄物毎（汚泥、廃油、廃プラスチック、木くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、水銀使用製品）に置き場を分別して保管した。
②計画	（今後，分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄物毎（汚泥、廃油、廃プラスチック、木くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、水銀使用製品）に置き場を分別して保管する。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまで実施した取組) 特に無し。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特に無し。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまで実施した取組) 特に無し。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特に無し。

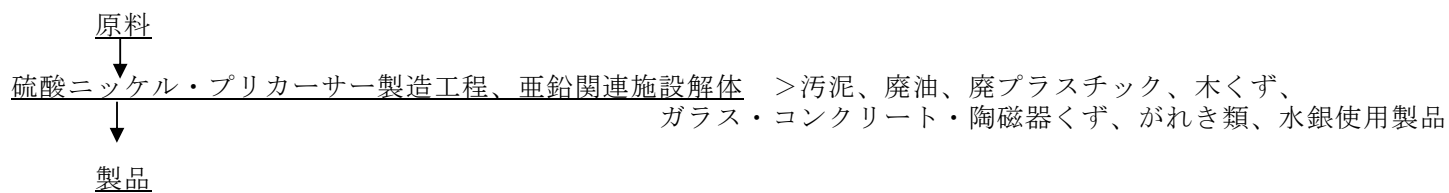
7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまで実施した取組) 特に無し。
②計画	(今後実施する予定の取組) 特に無し。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまで実施した取組) ゴミの分別収集を徹底することで、廃棄物の再資源化を推進した。
②計画	(今後実施する予定の取組) ゴミの分別収集を徹底することで、廃棄物の再資源化を推進する。

管理体制図の例
産業廃棄物の一連の処理の工程



- 1) 汚泥
収集運搬→固化→再利用
- 2) 廃油
収集運搬→再生→再利用
- 3) 廃プラスチック
収集運搬→埋立処分（管理型処分場）
収集運搬→混合→再利用
- 4) 木くず
収集運搬→破碎→埋立処分（管理型処分場）
- 5) ガラス・コンクリート・陶磁器くず
収集運搬→埋立処分（管理型処分場）
収集運搬→加熱→埋立処分（管理型処分場）
- 6) がれき類
収集運搬→加熱→埋立処分（管理型処分場）
- 7) 水銀使用製品
収集運搬→加熱→再利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
（管理体制図）

所長——— 環境技術課長：総合調整、行政への報告
└——— 業務課長：受入・払出・置場管理